

平成28年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 平成28年7月28日(木) 午前10時～正午
- 2 場所 さいたま共済会館 502会議室
- 3 出席委員
高橋委員、國松委員、勝又委員、玉水委員、千葉委員、
中野委員、荻原委員、柳瀬委員、山元委員
出席： 9名
欠席： 2名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要
(1) 議事
 - ① 平成27年度事業実績及び平成28年度事業計画
 - ② 建築物の適合率について
 - ③ 駅ホームの転落防止対策について
 - ④ 市町村事例紹介(草加市のユニバーサルデザインについて)

※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

1 平成27年度事業実績及び平成28年度事業計画

《事務局》

関係各課から資料1に基づき説明

《高橋会長》

それでは質疑をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、勝又さん。

《勝又委員》

勝又です。

道路のことですが、歩道を新しくするとき、最後にガタンとなる所があって、そこをスムーズに、ガタンとならないように、実際に車椅子に乗って確認してもらうことは、こんなに乗り越えるのが大変なんだというのが分かりやすいと思うんです。そういうことを今後、もし対応していただければありがたいと思います。

《高橋会長》

道路環境課、いかがでしょうか。

《事務局（道路環境課）》

道路を新設でつくる場合においては、道路の設計の手引き等で今の歩道整備の形態につきましては、なるべくフラットにすることが基本となっております。少し前ですと、坂を8パーセント以内といろいろあったのですが、今はほぼフラットな状態で作っているので、新設については配慮して整備しております。

もう一方の意見として、目が不自由な方は、逆に若干の段差がないと急に車道になるというご意見もございますので、そこは苦慮しているところではあります。

なるべくガタンとならないように、斜めなブロックにしてスムーズに出られるようにする。かつ、ここから先は車道ですという認識ができるような歩道整備に配慮しているところです。

《高橋会長》

勝又さんのご発言で、最後がガタンとなるというのは、車道に出る所ですか。

《勝又委員》

車道から道で、また車道となって、ガタン、ガタンとなっているから、車椅子を持ち上げて、また持ち上げる、また持ち上げてというのを繰り返すので。

《高橋会長》

横断する所ということですね。

《勝又委員》

そうです。歩道が続く所とか、いろいろな所があるんですが。

《高橋会長》

いろいろルールといいますか、基準がありますが、ただ、フラットにしても最終的には点字ブロックを敷設しますので、積極的にお願いしたいと思います。

多くの場合、市町村道かと思いますが、問題は改修の費用がどこまで市町村であるか、その辺りですね。地元の市でも積極的に話をしていたらと思います。

他にございますでしょうか。どうぞ、千葉さん。

《千葉委員》

千葉でございます。

バリアフリーをやるときに、歩道の幅も一緒に検討していただくと、歩道がもうちょっと広くなると、障害者の方、お年寄りの方、すごく便利になるんじゃないかと思うので、どういうふうに行っているのか教えていただけたらと思います

《高橋会長》

道路環境課、重ねてお願いします。

《事務局（道路環境課）》

道路幅員を拡幅すると用地買収を伴いますので、それはまた別の事業で行っているところでございます。

基本の道路幅員は、歩道の幅員として最小限、有効幅員 2 メートル

以上を確保するようにしているところです。車椅子の方、自転車は車道が原則ですが自転車、歩行者の方が、すれ違いができるような幅員は取るように、改築で用地買収を伴って事業を行う場合はやっています。

それができればいいのですが、なかなか難しいところでして、既存の道路幅員の中で車道を縮められれば、なるべく歩道を広く取るようにはしておりますが、2メートル以上取れるかということ、そうでない所もあります。

縦断的、真っ直ぐ進む所で波打ちになっていると通りづらいので、まずその解消を目的としているところですので、ご理解いただきたいというところがございます。既存の幅員の中での事業で、努力はしているところです。以上です。

《高橋会長》

改修のときには、そのことを承知してやっていると思いますが、道路全体の幅員と、車道の部分が少しでも、例えば20センチでも縮められれば、そういうような方策は取っていると思います。交通量の問題とかいろいろ絡んでいますが、少なくとも現状でのバリアフリーについては、これから徹底してやらなければいけません。

あと、問題は電柱がどこに来るか、東京電力との調整とか、そこが既存のものでと、非常に難しいものがあります。ぜひ、担当課に伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。

他は、國松さん。

《國松委員》

國松といいます、よろしく願いします。

8ページに、ホームからの転落防止でホームドアが出ています。いろいろな形態のホームドアが最近開発されているというのは、以前に紹介していただいたと思います。バー式や網式のものがあったと思います。それは視覚障害者の人達には、評判が悪いです。

なぜかということ、見えない人にとっては、上から下りてくるのはとても苦手なんです。バー式は、宙に浮いているような状況で、いきなり当たる状況になるんです。壁であれば、視覚障害者は一番危ないときに察知できるという状況になるんです。

これからの埼玉県内のホームドアを設置していくときに、ぜひとも山手線にあるようなオーソドックスなものをぜひ普及して行ってほしいという話がありましたので、ご報告させていただきます。以上です。

《高橋会長》

ありがとうございました。交通政策課、いかがでしょうか。

《事務局（交通政策課）》

鉄道事業者が設置主体になりますので、そういったご意見があるということは、機会があればお伝えさせていただきたいと思います。

《高橋会長》

ありがとうございます。

この計画の中には、川越駅の後はどこか予定されていますか。

《事務局（交通政策課）》

今のところモデル事業として、和光市駅と川越駅でやっております。その後の予定につきましても、恒常的な事業化を前向きに検討しているところです。

地元の市町村や鉄道事業者とも調整をしながら進めていきたいと考えております。

《高橋会長》

具体的に名乗りを上げている自治体はないということですか。

《事務局（交通政策課）》

この後、資料3でご説明させていただければと思います。現在、さいたま新都心駅と浦和駅に設置することが公表されております。今後設置が進んでいくという期待は大いに持てると思います。

《高橋会長》

ありがとうございます。

2 建築物の適合率について

《事務局（建築安全課）》

建築安全課から資料2に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

ご質問等、いかがでしょうか。國松さん、お願いします。

《國松委員》

國松です。

昨年もこの適合率の問題は出ましたが、適合率の高いものと低いものの項目が今回出ていました。そういうのも関係すると思いますが、県として、徐々に適合率が落ちている原因をどういうふうに捉えているかというのをお聞きしたいです。

《高橋会長》

原因と併せて対策をどう考えているのかの両方をお願いします。

《事務局（建築安全課）》

設計者が建物を設計して、こういった施設を作るときには、福祉のまちづくり条例の届出をして、バリアフリー法に適合するために建築基準法の中でも反映させて行う。要は二通り手続きが必要になってくる。そういう状況ですが、福祉のまちづくり条例は罰則規定がないので、抑止力が働いていないということはあるかと思えます。

バリアフリー法は適合しなければ、建築確認が下りないという状況がありますが、福祉のまちづくり条例は設計が終わってから届出ということになりますので、指導で設計を変更していただくことがなかなか難しい状況かと感じております。

設計が決定してからの指導は非常に難しいので、設計業務が完了する前に、計画段階からの指導が可能かどうか、そこがポイントになるかと感じております。

法令説明会等で、福祉のまちづくり条例の趣旨や基準を積極的に啓発していくことが解決策の一つであるかと考えております。以上です。

《高橋会長》

私から質問していいでしょうか。

適合率の件数が、例えばコンビニエンスストアは46件のうち0、小規模になると1件のうち1となっています。項目一つがダメだと不適合になってしまうんですが、例えば、コンビニエンスストアの場合はカウンターの不適合が多いかと思っています。

新築の場合、トイレはかなりできています。私も県内を見ているんですが、ビルトインはちょっと難しいですが、独立型の場合ですと、かなりできているような気がします。どこで不適合になってしまうのか。

《事務局（建築安全課）》

手元に資料がないのですが、確かにカウンターについては、車椅子

対応ということで、低めのカウンターを設ける基準になっていますが、それがなかなか難しいというのがあります。

《高橋会長》

分かりました、じゃあ後ほどで結構です。

《事務局（建築安全課）》

コンビニ業界に働き掛けることも解決に向けた方策かと考えておりますので、その辺りは検討していかなければと考えております。

《高橋会長》

どうしても自主条例ですので限界があるかと思いますが、先ほどお話しされた手続きの手順を変えるということができると思います。

設計の終わった後に届出られるという手続きの手順を変える。それから、公表する。これはできますよね。

方法をどうするか、それから建築士さんに理解をしてもらうということだと思います。場合によっては時代と共に条例の整備基準自体が設計条件に合っていないのか。その辺りのことも検証する必要があるような気がします。

《事務局（建築安全課）》

基準については、障害者や高齢者の関係団体の意見等も踏まえながら、検討していく必要は出てくるかもしれませんが、バリアフリー法の基準との整合というのもございますので、その辺りは、今のところは考えてはいないです。

《高橋会長》

今の条例でやれる範囲を最大限にやるという努力をまずはしていただきたいと思います。

《事務局（建築安全課）》

それはさせていただきたいと思います。

《高橋会長》

中野さん、私からの質問ですが、私も設計者が一番重要だと思うんです。法律で縛る必要はなくて、設計者自身が自主的に判断してくれば、ほとんど問題ないんです。建築主はこの内容については分から

ないと思うんです。

設計者が理解していれば、新築であれば相当できるんですが、どのような理解状況ですか。

《中野委員》

公共施設とか公共性の高い建築を設計するときには、当然いろいろなことを考えます。いろいろな人が使うので、いかに使いやすくするかというのは当然考えます。その中で、予算内で福祉のバリアフリーやユニバーサルデザインにのっとった設計をすると、その分、予算はかさみます。

オーナーさんと話をするときも、予算を削るときにどの部分から削るのかということも発生したりするので、公共性の高い建物を設計するときには、その辺りは難しいところだと思います。

《高橋会長》

お金の問題ですね。

「もうこれは条例で決まっているんですよ」とお話しすれば、それで済むと思うんです。「それを守らないといけないんですよ」と。

《事務局（建築安全課）》

条例は遵守しなければならないと書いてあります。

《中野委員》

建て主側の意識も高めていくような努力を私自身もしたいと思いません。

《高橋会長》

千葉さん、お願いします。

《千葉委員》

罰則規定がないということですが、反対に、ここの施設は福祉のまちづくりに努力しましたと、どなたでも分かるようなものが掲示できれば、建て主も何かそういうのをやってほしいとなるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

《事務局（建築安全課）》

人が見えるところに付けていただく適合プレートというものは発行しております。

《千葉委員》

プレートだけではなくて、表彰状のようなものもあるといいかなと思うんですが。

《事務局（建築安全課）》

ご意見として承ります。ありがとうございます。

《高橋会長》

表彰制度は、私は復活させたほうがいいと思っているんですけど、以前はあったんです。

勝又さん、どうぞ。

《勝又委員》

先ほどの千葉さんの意見のことですが、例えば表彰されたときに、この建物が適合になりましたと、プレートと顔写真をフェイスブックに紹介したら、埼玉県の取り組みが伝わりやすいかと。

適合に当たって努力された方も、知ってもらうことが次へのやりがいになるかもしれないので、ぜひそういう機会があったらやっていただけたらありがたいと思います。

あと、公衆トイレのベッドの件ですが、ベッド、イコール赤ちゃん用というのが認識だと思うんですが、それでは用が足りないということを経営の前の段階で指導していただけたら、逆にそのトイレがあることによって、集客にもつながると思うんです。お願いします。

《事務局（建築安全課）》

ありがとうございます。

《高橋会長》

赤ちゃん用ベッドじゃなくて、大型ベッドということですね。

一つしかないときには、大型ベッドを入れてくださいという、そういう意味ですね。

《勝又委員》

はい、薄型もあります。豊島園にありました。最近、カインズにもあります。横、両方に落ちてしまいそうになるので、できれば壁側にくっつけてほしいです。

車椅子の子たちが20人で遠足に行っても使えるように、二個ぐらいあると助かります。お願いします。

《高橋会長》

まずは公共施設から進めていただくように、各市町村に周知をしてください。本当に必要になっています。

《事務局（建築安全課）》

ありがとうございます。

《高橋会長》

ほか、どうぞ。

《柳瀬委員》

柳瀬と申します。よろしくお願ひいたします。教えていただきたいところが二点ございます。

まず一点目ですが、資料2に建築物ごとの適合率があり、それぞれ最後に不明というのがあります。それは上のカテゴリーに分けられなかったのか、それとも、その他のものがあるのでしょうか。

あと、不明という表現は、その他の建築物にしたほうがいいのかと思いました。

もう一点が、資料1の4ページのところで、道路の適合率、平成27年度が75%で4件中3件が適合していますが、1件適合しなかったものは、今後何か改修される見通しがあるのか、また場所はどこなのか教えていただければと思います。以上です。

《高橋会長》

それでは、お願ひいたします。

《事務局（建築安全課）》

一つ目の質問でございます。資料2の表の不明につきましては、複合の建築物で、例えば銀行と店舗が同一の建物にあるとか、カテゴリーに分けきれなかったものかと推測されます。

実際に審査する所が地域機関の建築安全センターと関係市なので、分けきれなかったものについては、不明としたと思われます。

《高橋会長》

では、道路の件。

《事務局（福祉政策課）》

道路ですが、草加市の市道です。道路は、歩道幅2メートルを確保

するというのが整備基準になっていますが、この件では、2メートル片側歩道を設置するのではなく、1メートルの歩道を両側に設置することにしたために、歩道幅が整備基準を満たさなかったという理由で、残念ながら不適合になったという案件です。

《柳瀬委員》

ありがとうございます。

《高橋会長》

ありがとうございました。

そうしたら、資料にはアスタリスクを付けて、欄外でも記述しておけば、利用上は100%不適合ではないんだということが分かりますので、それがちょっと必要かもしれません。

《事務局（福祉政策課）》

今後は、こういった場合は注釈を付けるようにいたします。

《高橋会長》

そうですね、特殊事例ですからね。

ほかは。國松さん。

《國松委員》

國松です。

先ほどから出ている用途別の適合率のことです。埼玉のコンビニはかなり頑張っているという感じがします。特にトイレはかなり頑張っていると思います。

具体的にはコンビニのどこが不適合になっているのかを知りたいのと、もしカウンターならば、これはぜひ高橋先生に一言聞きたいんだけど、これに特化した啓発か何か、それをお聞きしたいと思います。

《事務局（建築安全課）》

原因については、今手元に資料がございませんが、先ほども申し上げましたとおり、コンビニ業界に福祉のまちづくり条例の趣旨を説明し、実行するようにお願いすることは可能かと思われれます。

《高橋会長》

私も以前に一人で首都圏にあるコンビニ事業者を回ってきました。図面的にはあるんです。やっているところはやっています。

先ほど複合建築物のお話がありましたが、全体でバリアフリー化を図るような仕組みが今の法律の中にないので、用途別になってしまっています。そこはちょっと考えなきゃいけないということは、いろいろな所で申し上げます。

もう一つは、カウンターの高さですけど、それほど違和感ない高さになっていると思いますが、前面の幅が取れているかという部分があるんです。

もう一つは障害者差別解消法との絡みで、カウンターの前でもものが取れないときに、店員の方が出てきてサポートするとか、そのようなことも合理的配慮の中に入ってきます。なので、カウンターの出入りがしやすい形状になっているとか、そういう部分もこれから基準やガイドラインの中でやっていけば、車椅子で全部寄りつけない、足元のフットレスト部分が机のように入らない、けれど対応は可能だとか、そこはコンビニエンスストアや小さい店舗の中では許容範囲として認められていく必要があると思うんです。

そうすると0点ではなくて80点ぐらい取れるかもしれないということで、すでに練馬区ではそういう適合率の換算の仕方をしています。そういう方法も考えないといけないかなという感じはします。

ただし、今の条例と規則の中では全適合が前提になっているので、どうしてもパーセントがなかなか上がらないので、ちょっと調べていただけるとよろしいかと思います。よろしく願いいたします。

コンビニエンスストアについては、フランチャイズチェーン協会に対応していくような方向になると思います。

3 駅ホームの転落防止対策について

《事務局（交通政策課）》
交通政策課から資料3に基づき説明

《高橋会長》
ありがとうございました。
ご質問等ございますでしょうか。

《荻原委員》
荻原でございます。
全ての駅にホームドアができれば、ホームからの転落がなくなりますが、まだまだ先のようなようです。

普通の方が携帯を持ちながら歩いて、ぶつかっている。そして今ポケモン GO といったものがある、GPS を見ながらぶつかっている状態で、マナーというものについて今後対応しなくちゃいけないかと。

ポケモン GO が導入されたときには、駅構内にも警察官が立っていましたし、電車の中でもアナウンスがありました。県としても、接触が起こらないルールづくりみたいなものができればいいなと思っています。以上です。

《高橋会長》

特に小さいお子さん、あるいは視覚障害の方、こちらのマナーアップキャンペーンもぜひご検討いただければと。

ホームの接触というのは、車両との接触ですか。

《事務局（交通政策課）》

車両との接触です。

《高橋会長》

転落、あるいは接触での死亡事故数は分かるのでしょうか。

《事務局（交通政策課）》

県内の個々の駅については、県では分かりませんが、全国ベースですと、平成26年度のホームからの転落については、57件のうち24人の方が亡くなっています。ホーム上の接触ですと、平成26年度は10人で、合計34人の方が亡くなっています。

平成27年度については、ホームからの転落は18人の方、ホーム上の接触は10人の方の合計28人の方が犠牲になられています。

件数も死亡者数も平成26年度に比べて減っていますが、それでも人数が多いので、引き続き死亡事故数がなくなるように対策を進めていかなければいけないと思っています。

《高橋会長》

このうち視覚障害者の死亡事故は発生していますか。

《事務局（交通政策課）》

視覚障害者の死亡事故につきましては、公表している数字はありません。

《高橋会長》

公表してない数字ではどうでしょうか。

《事務局（交通政策課）》

国に確認することになると思います。

《高橋会長》

では、ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

《勝又委員》

昇降バーのことですが、障害者だけでなく、0歳から4、5歳ぐらいまでは危ないときがどうしてもあると思います。バーがあることによって登りたいという気持ちが出て、そして線路を見たいというふうになってしまうので、この隙間だと子供は下を通り抜けたりしてしまうと思うので、バー式は危険だなと子育てをしているママであったら思うと思います。

子供には予期せぬことやいたずらな時期とかいろいろあるので、完全に壁になっているほうがありがたいです。

《高橋会長》

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

4 市町村事例紹介（草加市のユニバーサルデザインについて）

《草加市総合政策課》

草加市総合政策課から資料4-1、4-2に基づき説明

《高橋会長》

どうもありがとうございました。

この基本指針をつくる時に関わらせていただきましたが、順調に進んでいるようです。

草加市がモデル的に一生懸命取り組まれていること、本当に敬意を表したいと思います。

獨協大学が位置していることも大きいですね。こちらの多文化共生プロジェクトですが、かなり広く展開されていく可能性がこれからもあるのではないかと期待しております。

何かご質問等ございますでしょうか。國松さん。

《國松委員》

今お話を聞かせていただいて、まちづくりのこれからの発展のところで、多文化共生に目を付けていくことはとても大事なことだと思いました。

こういうことがきちっとしていけば、ヘイト的な発想はなくなると。人類は融合の中で栄えてきたところがあるので、相模原の問題もそういう視点でないところが出てきている。ますますこういうのが大事なと感じました。

お伺いしたいのは、多機能トイレと車椅子用トイレの関係で、どのような視点を持っているかというのをお聞きしたいです。

《草加市総合政策課》

ご質問いただきまして、ありがとうございます。

私は建築関係にはあまり明るくないので、トイレの設備上の問題は、ちょっと分かりかねるところですが、基本的に新しい施設に関しましては、どなたでもお使いいただける、広いスペースや手すり等を備えていて車椅子の方がご利用いただけるトイレ、それからオストメイトの方も入ることができるものを整備しているとは聞いております。

ただ、市の施設は古い施設が多いもので、なかなか対応しきれていない施設が多いのも現状と認識しているところです。以上です。

《國松委員》

実は、車椅子用の、もともとはその専用トイレが多機能型にどんどん変わっていくというのはいいことなのですが、利用者の分母が多くなると、車椅子の人がなかなか使えなくなるという悲しい問題があるんです。

ちょうど今蓮田市の文化施設ができて、まだオープンにはなってないんですが、そこは多機能トイレと、一般用トイレの中に男女共に2台ずつ車椅子の人も使えるものがあるんです。

分母が増えて、最初に車椅子の人が困っているといっって作り出したものが、その人たちが使えなくなってきている問題があって、少し考えていただければいいかと。以上です。

《草加市総合政策課》

ありがとうございます。

その辺りについては、建築関係の部門にも伝え、また、さまざまな

施設整備を各課で行っておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。

《高橋会長》

ありがとうございました。

今の多機能トイレの部分で、埼玉県ではみんなのトイレということで、私もそういうことを推進してきましたが、利用者の分母が非常に多くなってきている。先ほどのベッドの話もありましたけれど、中の機能に応じた利用、使い勝手を考えましょうということで、2016年以降は機能分散を基本的には進めているんです。

小さい店舗や事業所ですと、一つしか作れない所もありますが、大規模な施設では分散化を図るということで、さらにこれから進めていく方向になります。

ちなみに、今計画をしている新国立競技場のユニバーサルデザインの中では、基本的に車椅子対応トイレの部分と赤ちゃん連れ施設の部分を区分けしていきます。それから、LGBT（※Lesbian（レズビアン）・Gay（ゲイ）・Bisexual（バイセクシャル）・Transgender（トランスジェンダー））の方もいますので、男女共通、男女利用できるように、そういうものを各ゾーンに確実に設けるという方向を進めています。そういう方針を国全体でも出そうとしております。

ただし、便房数を増やさないといけないので、先ほど中野委員からありましたが、コストや面積などの条件が許せる所でないと難しいかと思いますが、少しずつ利用しやすさが高まってきています。高速道路のサービスエリアと同じですが、期待をしていただければと思いますし、新しい情報をぜひキャッチしていただきたいと、お願いいたします。

それでは、細かな点でお尋ねしたいところがありましたので、また次回までに、少し詳細等をお調べいただいてご報告いただくところもあるかと思えます。

それから、今日のご説明をしていただいた担当の課以外へのご質問やご意見がありましたので、関係課に持ち寄っていただければ助かります。どうぞよろしくお願いいたします。

では、推進協議会は、これで終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。